

静岡県公安委員会規則第11号

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年9月29日

静岡県公安委員会委員長 小長谷 修 誠

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則（昭和52年静岡県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表				別表			
警察署名	名称	位置	所管区域	警察署名	名称	位置	所管区域
(略)				(略)			
湖西警察署	署所在地	湖西市新居町新居3380番地の268	(略)	湖西警察署	新居町交番	湖西市新居町中之郷3615番地の6	(略)
	(略)				(略)		
(略)				(略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和2年10月2日から施行する。